

議案第253号

大阪市診療所における専属の薬剤師に係る配置の基準に関する条例案

医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定による専属の薬剤師に係る配置の基準は、医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

医療法の一部改正に伴い、診療所における専属の薬剤師に係る配置の基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

医療法（抄）

第18条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。